

年金記録問題に関する特別委員会 諸 報 告

3号不整合期間を有する方に対する対応について……	P1
後納制度の実施状況 ……………	P5
年金事務所段階における記録回復基準状況 ……………	P7

平成 25 年 9 月 26 日
日本年金機構 国民年金部

3号不整合期間を有する方に対する対応について

国民年金の3号不整合期間を段階的に第1号被保険者期間へ種別変更するための取組の実施状況は以下のとおり。

1. 3号不整合期間を有する方に対する取組状況（実施状況は別表）

(1) 過去2年以内に不整合期間を有する方（平成23年11月から実施）

平成21年11月以降の期間に不整合期間を有する方に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更及び保険料の納付の案内を実施。

(2) 前記(1)で種別変更を実施した方であって2年より前の期間にも不整合期間を有する方（平成24年10月から実施）

前記(1)において種別変更を実施した方であって、平成21年10月以前に不整合期間を有する方に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更処理及び後納制度（年金確保支援法による過去10年前まで納付可能となる制度）の案内を実施。

(3) 過去2年より前の期間に不整合期間を有する前記(2)以外の方（平成25年5月から実施）

過去2年より前の期間のみに不整合期間を有する前記(2)以外の方（受給者は除く。）に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更の処理を行うとともに後納制度の案内及び特定期間該当届の提出を勧奨。

※種別変更の実施結果については、現在精査中。

(4) 不整合期間を有する年金受給者の方（平成25年9月から実施）

不整合期間を有する年金受給者の抽出を行い、「特定受給者」として3号不整合記録管理データベースに登録予定。

(別表)

対象区分	対象者(人)※1	種別変更処理者(人)	備考
(1) 2年以内に不整合を有する方	133,544	125,870	平成25年3月末時点
(2) (1)のうち2年より前に不整合を有する方	72,839	69,871	平成25年3月末時点
(3) 2年より前に不整合を有する方	約422,000※2 ※3	精査中	平成25年5月～
(4) 未訂正受給者	約53,000 ※3	—	平成25年9月～

※1 対象者数には、種別変更処理者以外にお客様の申し出により3号被保険者であったことが確認できた者、死亡者、海外転出者などを含んでいる。

※2 対象者42.2万人には、(2)の対象者約7.3万人を含んでいる。

※3 対象者は、平成23年4月に社会保険オンラインシステムの中から不整合記録を有する者データを用いて、厚生労働省が粗い推計を行ったもの。

2. 今後の取組み等

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚年法等改正法）に基づく第3号被保険者の記録不整合問題への対応

(1) 特定期間該当届に関する対応（カラ期間化）

不整合期間による無年金状態を解消するため、不整合期間をカラ期間とするための特定期間該当届の受付を行う。

また特定期間該当届の未提出者に対し届出を勧奨する。

① 特定期間該当届（カラ期間化）の受理開始 平成25年 7月～

② 特定期間該当届の勧奨 平成25年 7月～

※ 種別変更処理を行った方に順次勧奨を行い、社会保険オンラインシステムが稼働する平成26年4月からは本格的に勧奨を実施。

③ 共済組合及び健康保険組合からの被扶養配偶者情報の提供 平成26年12月までの政令で定める日～

(2) 特定保険料の納付（特例追納）に関する対応

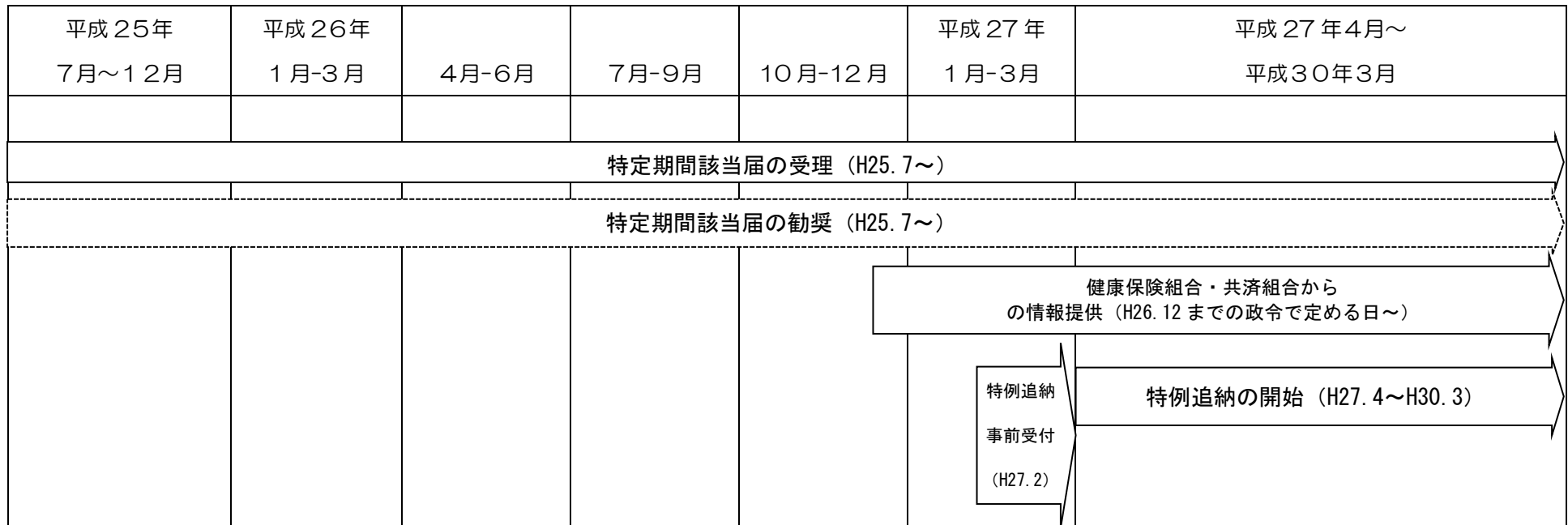
特定期間のうち、過去 10 年間の不整合期間の追納（特例追納）が可能になることから、特例追納の申込みを受け付ける。また特例追納が利用できる方に勧奨を実施する。

（※60 歳以上の方は、50 歳～60 歳までの 10 年間の不整合期間の追納が可能。追納は 3 年間の時限措置）

なお、追納期間の終了後は、納付実績に見合った年金額に訂正を行う。

- ① 特例追納申込みの勧奨 平成 27 年 2 月～
- ② 特例追納の事前受付開始 平成 27 年 2 月～
- ③ 特例追納の承認開始 平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月

【参考】厚年法等改正法の施行スケジュール



第3号被保険者記録不整合問題とその対応の全体像

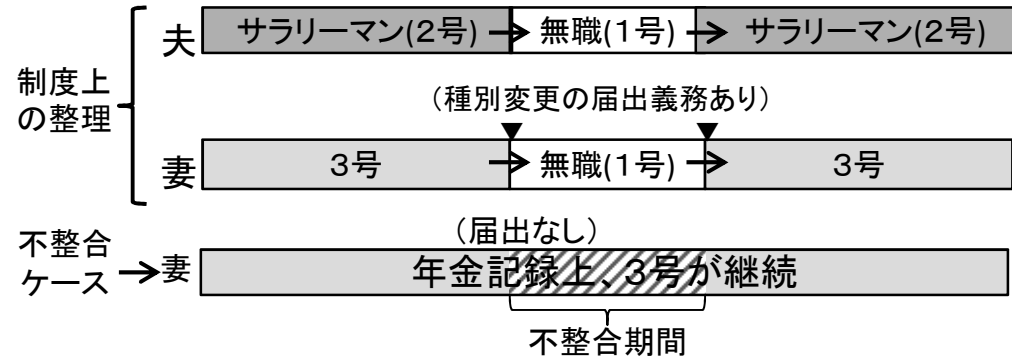
(参考)

【第3号被保険者の記録不整合問題】

夫がサラリーマンで妻が専業主婦の家庭では、妻は第3号被保険者となる。

その後、夫が離職すると、妻は第1号被保険者となるが、必要な届出を行わなかったことにより、年金記録上、妻が第3号被保険者のままとなっていて、不整合が生じているケースがある。

(典型的なケース)



(問題の所在)

高齢者	不整合期間未訂正 (推計約5.3万人)	納付実績に見合った額より高い年金額
	不整合期間訂正済 (約50.3万人)	納付実績に見合った年金額
現役層	不整合期間未訂正 (推計約42.2万人)	現役層で不整合期間未訂正の者も、裁定時に記録が訂正される
	不整合期間訂正済 (約67.3万人)	※記録が訂正されたことにより、受給資格期間を満たせず、無年金となっている者もいる

(法律の内容)

(2) 不整合期間を「カラ期間」とし、無年金状態を解消

※「カラ期間」は、年金額には反映しないが受給資格期間としてカウントする期間

(3) 過去10年間の不整合期間の追納を可能にし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

※60歳以上の者は50歳～60歳の10年間の不整合期間の追納を可能とする

(1) 追納期間終了後に、納付実績に見合った年金額に訂正

この他、以下の措置を講じる。

(4) 現に障害年金や遺族年金を受給している者の受給権を維持

(5) 不整合記録の再発を防止(第3号被保険者でなくなった旨の情報を事業主経由で入手)

後納制度の実施状況

日本年金機構では、後納制度の利用促進のため、平成24年8月から本年7月までの間、後納制度の利用可能対象者にお知らせの送付を行いました。現在、後納申込みの承認及び納付書の送付を行っています。

1 後納制度の実施状況

(平成25年7月末現在)

	お知らせ送付件数 (a)	相談件数	コールセンター 応答数	受付件数 (b)	処理件数	処理率	利用率 (b)／(a)
平成24年8月 ～ 平成25年8月	20,094,890	910,309	504,904	860,415	851,714	99.0%	4.3%

※ お知らせ送付の対象者は、後納納付が可能になった平成24年10月の時点で、後納制度が利用可能な平成14年10月以降の未納期間及び未加入期間を抽出。その後、お知らせ時期に合わせ、過去10年以内で未納期間及び未加入期間を抽出。

なお、お知らせの対象者の年齢の上限は、後納により高齢任意加入未納期間(70歳到達の前月まで)を納付期間とできる80歳未満としている。

2 後納保険料の納付状況

(平成25年7月末現在)

後納申込書承認月数	12,704,425 月	(1人当たり平均)	17.4 月
後納保険料納付月数	7,100,319 月	(1人当たり平均)	9.7 月
承認月数に対する納付月数の割合	55.9%	-	-
納付対象後納保険料額	187,268,167,360 円	(1人当たり平均)	256,838 円
納付済み後納保険料額	104,611,885,300 円	(1人当たり平均)	143,478 円

3 後納制度利用促進の取組み

後納制度が平成 27 年 9 月末までの時限措置であることから、この間により多くの方にご利用いただけるよう、次の周知広報に取り組んだ。今後は更にご利用いただけるよう、後納制度利用状況を分析し、利用率向上に向けた勧奨対策を検討する。

【周知広報の取組み】

- ・機構ホームページによるお知らせ
- ・市区町村向け広報誌「かけはし」による情報提供、市区町村広報紙への掲載依頼
- ・報道機関や雑誌、就職情報誌等ホームページへの掲載依頼
- ・ハローワーク、国立病院、都道府県へポスター掲示の依頼
- ・全国社会保険労務士会連合会に対し、都道府県社会保険労務士会における説明会の開催への協力及び後納制度の周知等についての依頼
- ・金融機関団体、日本税理士会連合会、生協、スーパーマーケット等小売業団体に対するポスター掲示及び機構ホームページへのリンクの依頼

1. 年金事務所段階における記録回復件数

	合計	厚生年金							国民年金										
		計	遡及訂正事案				包括的意見	脱退手当金	計	関連資料あり				関連資料なし(短期間の申立て)					
			K-1-①	K-1-②	K-1-③	K-2	K-3	K-4		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	
			20年12月の基準等	21年12月の基準	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案	23年10月の基準	21年12月22年4月の基準		20年4月の基準		23年10月の基準	20年4月の基準	21年12月の基準		23年10月の基準			
21年12月末	1,731	996	505	-	210	281	-	-	735	14	24	5	-	692	-	-	-	-	
23年5月末	5,016	3,491	695	510	876	1,189		221	1,525	23	35	17		1,371	71	8	-	-	
23年12月末	6,855	5,131	734	657	1,038	1,614	831	257	1,724	23	35	21	0	1,544	89	10	0	2	
25年7月末	19,778	17,850	755	757	1,338	2,647	12,083	270	1,928	26	39	23	6	1,688	112	13	2	19	
機構設立後の実績	18,047	16,854	250	757	1,128	2,366	12,083	270	1,193	12	15	18	6	996	112	13	2	19	

<厚生年金>

K-1:不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)
- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

K-2:あっせん事案の同僚事案に該当するもの

K-3:厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するもの(23年10月の基準)

【主な事例】

- ①総報酬制が導入された平成15年4月以降に、賞与等において賃金台帳等により保険料控除が確認できた場合
- ②同一企業グループ内で転勤等により資格期間に1か月間の空白が空き、その間の勤務の継続が確認できた場合

K-4:脱退手当金に係る事案に該当するもの(21年12月の基準及び22年4月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

<国民年金>

A-1:確定申告書(控)によるもの(20年4月の基準)

A-2:家計簿によるもの(20年4月の基準)

A-3:預貯金通帳等によるもの(20年4月の基準)

A-4:預り証によるもの(23年10月の基準)

B-1:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度)(20年4月の基準)

B-2:1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年問わず)(21年12月の基準)

B-3:2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年・過年問わず)(21年12月の基準)

B-4:手番払出日において過年度納付可能な期間に係る申立てによるもの(23年10月の基準)

B-5:申立期間に同居していた親族に係る保険料が納付済である申立てによるもの(23年10月の基準)

※下線は平成23年10月からの基準

(注)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

2. 第三者委員会への確認申立ての年金事務所での処理状況

○平成25年7月現在

	受付(a)	記録回復(b)		取下げ等(c)		第三者委員会へ 送付(d)		確認中(e)	
	件数	件数	(b/a)	件数	(c/a)	件数	(d/a)	件数	(e/a)
累計	271,088	19,778	7.3%	11,442	4.2%	237,896	87.8%	1,972	0.7%

(年度内訳)

平成19年度	50,434	135	0.3%	1403	2.8%	48,896	97.0%	0	0.0%
平成20年度	49,807	1,051	2.1%	1604	3.2%	47,152	94.7%	0	0.0%
平成21年度	60,374	1,330	2.2%	3507	5.8%	55,537	92.0%	0	0.0%
平成22年度	59,912	2,448	4.1%	2678	4.5%	54,786	91.4%	0	0.0%
平成23年度	27,607	6,061	22.0%	1236	4.5%	20,310	73.6%	0	0.0%
平成24年度	17,880	7,588	42.4%	907	5.1%	9,349	52.3%	36	0.2%
平成25年度 (7月末まで)	5,074	1,165	23.0%	107	2.1%	1,866	36.8%	1,936	38.2%